

中札内村介護保険条例の一部を改正する条例
中札内村介護保険条例（平成１２年条例第１５号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
（保険料率） 第２条 <u>令和３年度から令和５年度までの</u>各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第１号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。 （１） 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第38条第１項第１号に掲げる者<u>30,000円</u> （２） 令第38条第１項第２号に掲げる者<u>45,000円</u> （３） 令第38条第１項第３号に掲げる者<u>45,000円</u> （４） 令第38条第１項第４号に掲げる者<u>54,000円</u> （５） 令第38条第１項第５号に掲げる者<u>60,000円</u> （６） 令第38条第１項第６号に掲げる者<u>72,000円</u> （７） 令第38条第１項第７号に掲げる者<u>78,000円</u> （８） 令第38条第１項第８号に掲げる者<u>90,000円</u> （９） 令第38条第１項第９号に掲げる者<u>102,000円</u> ２ 第１項第１号に掲げる第１号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和３年度から令和５年度までの</u>各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>18,000円</u>とする。 ３ 前項の規定は、第１項第２号に掲げる第１号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和３年度から令和５年度までの</u>各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>18,000円</u>」とあるのは、「<u>30,000円</u>」と読み替えるものとする。 ４ 第２項の規定は、第１項第３号に掲げる第１号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和３年度から令和５年度までの</u>各年度における保険料率について準用する。この場合において、第２項中「<u>18,000円</u>」とあるのは、「<u>42,000円</u>」と読み替えるものとする。	（保険料率） 第２条 <u>令和６年度から令和８年度までの</u>各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第１号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。 （１） 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第38条第１項第１号に掲げる者<u>31,600円</u> （２） 令第38条第１項第２号に掲げる者<u>47,600円</u> （３） 令第38条第１項第３号に掲げる者<u>48,000円</u> （４） 令第38条第１項第４号に掲げる者<u>62,600円</u> （５） 令第38条第１項第５号に掲げる者<u>69,600円</u> （６） 令第38条第１項第６号に掲げる者<u>83,500円</u> （７） 令第38条第１項第７号に掲げる者<u>90,400円</u> （８） 令第38条第１項第８号に掲げる者<u>104,400円</u> （９） 令第38条第１項第９号に掲げる者<u>118,300円</u> <u>(10) 令第38条第１項第10号に掲げる者132,200円</u> <u>(11) 令第38条第１項第11号に掲げる者146,100円</u> <u>(12) 令第38条第１項第12号に掲げる者160,000円</u> <u>(13) 令第38条第１項第13号に掲げる者167,000円</u> ２ 第１項第１号に掲げる第１号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和６年度から令和８年度までの</u>各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>19,800円</u>とする。 ３ 前項の規定は、第１項第２号に掲げる第１号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和６年度から令和８年度までの</u>各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>19,800円</u>」とあるのは、「<u>33,700円</u>」と読み替えるものとする。 ４ 第２項の規定は、第１項第３号に掲げる第１号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和６年度から令和８年度までの</u>各年度における保険料率について準用する。この場合において、第２項中「<u>19,800円</u>」とあるのは、「<u>47,600円</u>」と読み替えるものとする。

改 正 前	改 正 後
(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合) 第4条 (略) 2 (略) 3 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ <u>又は第8号ロ</u> に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から <u>令第38条第1項第1号から第8号まで</u> のいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。 4 (略)	(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合) 第4条 (略) 2 (略) 3 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、<u>第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロ</u> に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から <u>令第38条第1項第1号から第12号まで</u> のいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。 4 (略)

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の中札内村介護保険条例第2条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前分の保険料については、なお従前の例による。